

彦根市立河瀬小学校 いじめ防止基本方針

「つなぐ」

～ いじめのない 温かい河瀬小学校 ～



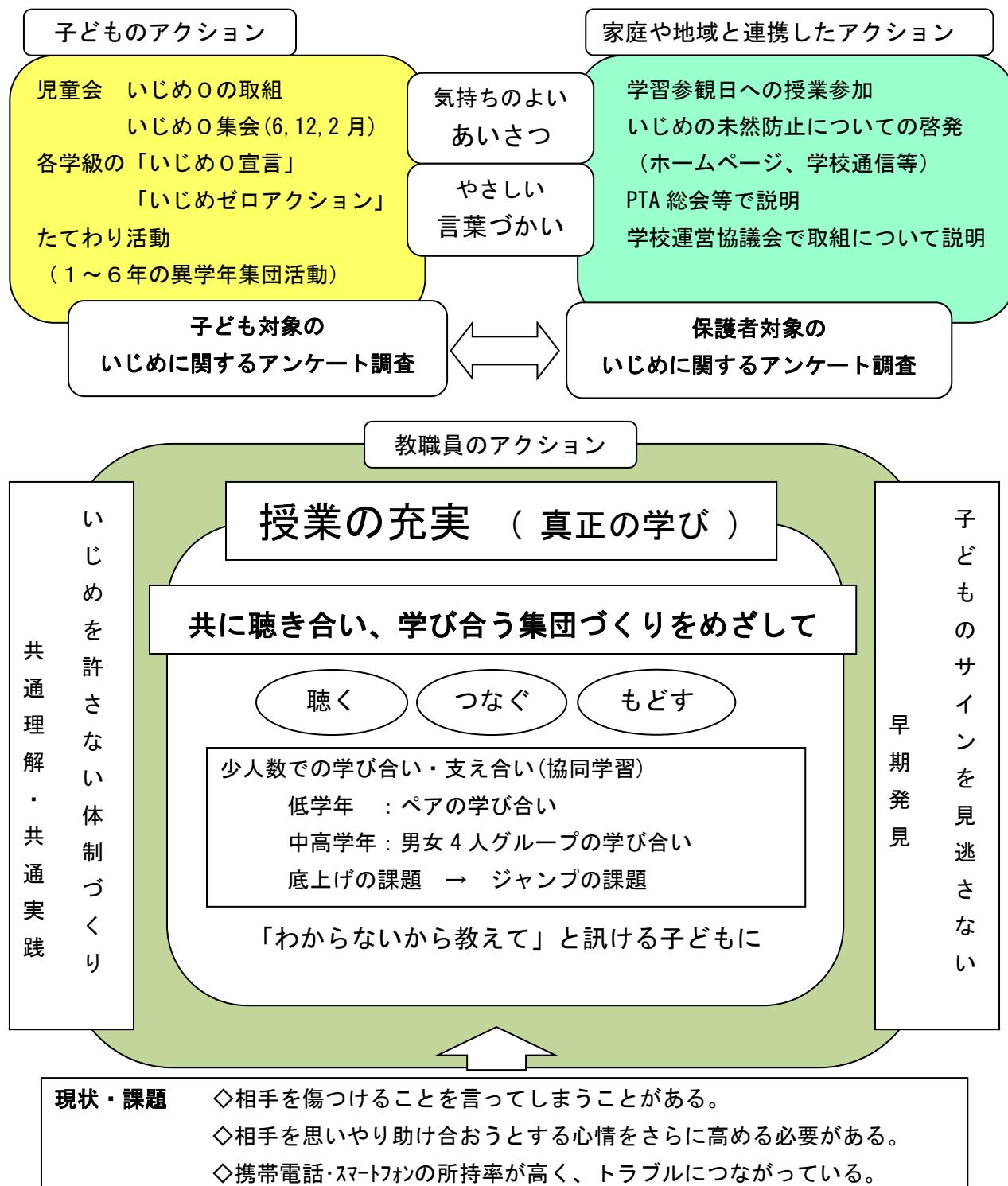
令和7年4月1日

彦根市立河瀬小学校

わが校のストップいじめアクションプラン

～いじめの未然防止、早期発見・早期対応のために～

つなぐ いじめのない、あたたかい河瀬小学校



いじめ防止年間指導計画

彦根市立河瀬小学校

学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き（いじめを許さない学級づくり） ・各学級「いじめ〇宣言」の設定（人権委員会） ・「いじめ〇宣言」の交流・いじめ〇集会 ・家庭訪問における保護者からの聞き取り ・ハート＆ハートタイム (教師と児童との個別面談) の実施 ・学校生活ふり返りアンケートの実施 ・情報モラルに関する出前授業の実施（5, 6年） ・学期末個別懇談会での保護者からの聞き取り ・ネット掲示板等の監視 ・いじめ対策連絡協議会の開催 ・学校運営協議会において確認 	<p>年 間 を 通 し た 取 組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○主体的対話的で深い学びの充実(学び合う授業) ○毎日を気持ちよく過ごせる生活環境の管理 ○毎日の昇降口と教室でのあいさつ ○学年集会の定期的な開催 ○学年ごとの計画的な人権教育の実施 ○「かわせ人権の日」の計画的な実施 ○道徳教育の充実 ○異学年交流（たてわり活動）のくり返し ○学期ごとの町別児童会における児童の人間関係の把握
	<ul style="list-style-type: none"> ・各学級の「いじめ〇宣言」の見直しと「いじめゼロアクション」の設定 いじめ〇集会 ・人権週間の取組 ・道徳授業の学習参観日の設定 ・学期末個別懇談会での保護者からの聞き取り ・ハート＆ハートタイム (教師と児童との個別面談) の実施 ・学校生活ふり返りアンケートの実施 ・保護者アンケートの実施 → アンケート結果の分析と周知 ・ネット掲示板等の監視 ・いじめ対策連絡協議会の開催 		<ul style="list-style-type: none"> ○「かわせ人権の日」の計画的な実施 ○道徳教育の充実 ○異学年交流（たてわり活動）のくり返し ○学期ごとの町別児童会における児童の人間関係の把握
学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・各学級の「いじめ〇宣言」のふり返り いじめ〇集会 ・一年間の成長をふり返る発表会（学習参観日） ・学校生活ふり返りアンケートの実施 ・ネット掲示板等の監視 ・いじめ対策連絡協議会の開催 ・教育促進協議会において報告 		<ul style="list-style-type: none"> ○学年通信、学級通信等を通しての情報発信 ○訪宅、連絡を通しての日常的な保護者との連携 ○「保・小・中・館連絡会」を通しての情報交換

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条による）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの理解

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むと共に、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の8点については、本校教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- (1) いじめは、どの児童にも、どの学級にも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多くて発見しにくい。
- (4) いじめは「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- (5) いじめを囁き立てたり、おもしろがったり、傍観することもいじめに加担している行為である。
- (6) いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (7) いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (8) いじめは、学校・家庭・地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たして一体となって取り組むべき問題である。

具体的ないじめの態様は次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれや集団による無視をされる
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる
- ・携帯電話等で、本人の許可なく個人情報を載せられたり誹謗中傷されたりする

これらの「いじめ」の中には犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、早期に警察に相談することが必要なものがある。また、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる可能性があるものもあり、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。

3 いじめ防止のための基本的な考え方

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、地域や社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人とのかかわりの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指した伸び伸びとした生活を送ることができる。

しかし、ひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。いじめは子どもの健やかな成長を阻害する要因となるだけでなく、将来に向けての希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものである。

そのような認識に立って本校児童の実態を見てみると、日々の授業の中の学び合いの積み上げの成果として、友達の意見に耳を傾けたり、友達のよさを見付けたりするようになっている。しかし、一方では、自分の気持ちを丁寧に伝えることについてはまだ課題が残り、お互いの思いのすれ違いが誤解を招いたり、トラブルに発展したりしている。

本校はこれまでから人権教育に力を入れており、相手の痛みや苦しみに思いを馳せることができるように取り組んでいるが、トラブルの中で相手を傷つける言葉が出てしまうことがある。

また、発達障害等の特性のある子ども、外国籍の子ども、外国にルーツをもつ子ども、家庭環境に配慮を要する子ども等が安心して過ごせる学級・学校にするための取組を日常的に続けることが必要であると考えている。

近年特に心配な課題となっていることは、本校児童の携帯電話・スマートフォン所持率が高いことである。それとともに、メールのやりとりやLINE等への書き込みに起因する友達同士のトラブルが増えている。学校教員の知らないところで子ども同士の関係がこじれてしまっていて、その後の指導に時間がかかるという事例が増えている。

つまり、本校児童の生活の中にもいじめの芽が存在しているということである。そのいじめの芽に気付かなかったり放置しておいたりすれば、深刻ないじめ事象に発展する可能性があるということである。

そこで、いじめを防止するための基本となる考え方を次の通り示す。

- (1) いじめは、人として許されない行為である。しかしながら、どの子にもどの集団にも、どの学級にも起こり得ることから、学校・家庭・地域が一体となって継続して未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- (2) いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な対応を進める必要がある。とりわけ「いじめを生まない土壌づくりの中心は授業である」という認識に立ち、すべての教員が研究を重ねて日々実践する。
- (3) いじめがあると確認された場合は、いじめられている児童の立場に立ち、児童の安全を確保する対応を最優先する。同時に、いじめられた児童の心の痛みをしっかりと受け止め、最後まで守り抜くという姿勢で問題の解決に当たる。
- (4) いじめ問題について、児童自らが考え議論する場を設ける。その後、いじめ撲滅や命の大切さを児童主体で呼びかけ合う活動につなげる。その際、児童同士が身近な友達関係について思いを出し合いお互いの考え方を聴き合う活動をくり返す。
- (5) いじめは再発する可能性が十分にあるので、次の2つの要件が満たされるところまで指導を継続する。
 - ① いじめがやんでいる状態が少なくとも3か月継続していること
 - ② その時点で、心身の苦痛を感じていないことを被害児童本人及び保護者と面談して確認すること

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策基本法 第28条)

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な損害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を負った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記の目安に関わらず、学校長、いじめ対策委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態への対処

- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。（市教委→市長）
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に図る。
- 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 いじめ防止等の対策のための組織

<構成>

校長、教頭、教務、生徒指導主任、児童生徒支援加配、学年主任、養護教諭、
特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー
(必要に応じて) P T A 役員、学校評議員

当該組織は、本校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

(1) 「いじめ対策会議」

- ・いじめに関する情報の収集及び共有。
- ・いじめの事実の確認。対策案を練る。
- ・該当児童への指導、該当保護者への対応。
- ・学級、学年への指導体制の強化、支援。
- ・外部組織への協力要請、又は、警察への通報。
- ・重大事態が発生した際の対応について、中心的な役割を担う。

(2) 「いじめ対策連絡協議会」

- ・基本方針に基づく取組や年間計画の作成
- ・基本方針に基づく取組についての評価及び修正

いじめ問題への対応

1. 子どもの日常の様子の観察（情報の収集）

前年度までの情報から
(アンケート結果より)

- ① 学級の中で（学級担任）
 - ・一緒に活動する（遊ぶ、学習する、話す等）
 - ・休み時間の様子を観察する
 - ・学級通信
 - ・日記（生活ノート等）
 - ・道徳の学習
 - ・日常観察

※子どももと一対一で話す時間を意図的に設定する。
※定期的なアンケートを試みる。
- ② 学校生活全般の中で
- ③ 登校中に
- ④ 定期的ないじめ防止対策委員会の実施

2. 「いじめ」の発見

- ① 「うわさ」「訴え」「発見」により、「いじめ」を発見する。
- ② 得た情報について報告する。（すぐに）
 - ◇ (発見者) → 学級担任 → 学年主任 → 学年の担任 → 生徒指導主任
児童支援加配
 - ◇ 学年主任・児童支援加配・生徒指導主任が次の対応を判断して指示する。
(対応について協議が必要な場合は) 加配・生徒指導主任→教務主任・教頭に報告・相談
(さらに協議が必要な場合は) 教頭 → 校長へと相談をあげていく。

緊急ケース会議

… 事案発生時は、いじめ防止対策委員会による緊急のケース会議を開いて、その日のうちにやらなければならぬことを確認する。

※緊急ケース会議の招集判断は、生徒指導主任

- ③ 担任による情報の収集（事情の聞き取り）☆必ず記録を残す（場所、時間、氏名、様相等）

3. 「いじめ」問題についての報告

緊急ケース会議

… 緊急ケース会議の招集判断は、生徒指導主任

☆報告・確認内容

月日	時刻	内容

- ① 事実の報告 … 学級担任・学年主任
(時系列で報告する)
(メモ書きでよいので文書にして報告する)
- ② 問題の原因・背景・要因となるものの把握
家庭状況の把握
保護者の様子・地域での人間関係について
↓
アセスメント → 事案の問題点・課題の明確化

☆(必要に応じて)市教委に報告をして指導を受ける。

4. 組織的な取組

学年会

→ 職員会議

☆必要に応じて市教委に報告して指導を受ける。

5. 實際の指導の展開

検討した対応方法、指導方法による指導（共通理解のもとに）
実際の指導の内容や経過について報告する。
ケース会議の継続 … ケース会議の招集判断は、生徒指導主任

6. 保護者への連絡と協力

家庭訪問

- 事実の説明
- 協力関係の確認（信頼関係を保つ）
- 学校の指導方針の説明（十分な理解を得る）

7. 繰続的な指導、観察と報告

学年会の継続
校長、教頭、教務主任、児童支援加配、生徒指導主任への報告
生徒指導主任 → 市教委に報告